

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に検体検査業務の統合に伴い、A県A市所在のB検査センターからA県A市所在のC検査センター（以下「会社」という。）に転籍し、検体の受付業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から、憂鬱な気分、不眠、食欲不振等の症状が出現し、同年〇月頃には自殺したいと思うようになり、同月〇日には足に力が入らず歩行できない状態になったことから、Dクリニックに受診したところ「うつ病」と診断された。

請求人は、会社の異動に伴う業務内容の変化等により、精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人が発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F41.2 混合性不安抑うつ障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされているところであり、当審査会としても請求人の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、本件再審査請求に当たり、本件疾病の発病の原因として、「職場環境が変わり、未熟な上司（D係長）の下で、経験のない仕事を大量にやらされ、完璧を求められ、出来なければ罵倒され、執拗に嫌みをいわれ続けたため、精神的に大きなダメージを受けたため」と主張している。

また、申立書においては、①業務による病気やケガをした、②会社で起きた事故、事件について責任を問われた、③達成困難のノルマが課せられた、④仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった、⑤勤務形態に変化があった、⑥配置転換があった、嫌がらせ、いじめ暴行を受けた、⑦その他、上司の

係長から「やめてください」と暴言をいわれた、⑧大したミスをしていなのに始末書を書かされたなど、多岐にわたる主張をしている。

- (5) 請求人のこれらの主張について、会社関係者からの申述及び専門部会の意見書等に基づき、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間に当該精神障害の発病に関与したと考えられる出来事として整理すると、①業務量が増え、平成〇年〇月から担当部門が変わったこと、②平成〇年〇月、検体が行方不明になったことに対し責任を問われ、始末書を書かされたことがあげられる。

①の出来事を認定基準別表1に当てはめると、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。当該出来事については時間外労働が増加したわけでもなく、業務の負荷は大きくなかったことから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

次に②の出来事を認定基準別表1に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。当該出来事について、請求人は始末書を書かされたことを主張しているが、インシデントレポートのことを指していると推察され、同レポートは類似する事例等の再発等を防止することを主な目的として無記名で作成され、個人の責任を問うものではなく、また、上司の指導は、業務の範囲内のものであることから、総合評価は「弱」と判断する。

以上より、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- (6) なお、請求人は、①会社関係者の申述は責任感のなさ、過ちを認めたくないための言い訳に過ぎない、②今まで精神科を受診したことがない者が初めて受診することになり、複数の薬を処方され服用し、長期静養しなければならなかったことは、心身共に大きなダメージを受けていた証拠である、③「仕事の裁量の欠如」、「職場の支援・協力等の欠如」があったから、業務による心理的負荷の評価は「弱」でなく「強」である旨主張するが、それを裏付ける証拠は認められず、請求人の主張は採用できない。

- (7) 請求人は本件請求に当たり、一貫して体力的に負荷のかかる作業や精神的に負荷の係る作業であったとして縷々主張しているが、そもそも認定基準の基本的な考え方は、業務における心理的負荷について、精神障害を発病した労働者

がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価するものであることを付言する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。